

地域活性化総合特別区域指定申請書

平成 2 3 年 9 月 3 0 日

内閣総理大臣 野田 佳彦 殿

和歌山県知事 仁坂 吉伸 印

総合特別区域法第31条第 1 項の規定に基づき、地域活性化総合特別区域について指定を申請します。

◇指定を申請する地域活性化総合特別区域の名称

和歌山県「高野・熊野」文化・地域振興総合特区

① 指定申請に係る区域の範囲

i) 総合特区として見込む区域の範囲

ア) 和歌山県田辺市、新宮市、那智勝浦町、白浜町、すさみ町、かつらぎ町、九度山町、高野町の区域

ii) 区域設定の根拠

世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第 1 1 条に規定する世界遺産一覧表に記載されている紀伊山地の霊場と参詣道のうち県内に所在している区域

② 指定申請に係る区域における地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

i) 総合特区により実現を図る目標

ア) 定性的な目標

○国内外からの観光客受入促進

○県内の文化財等の地域資源の更なる保全・活用

○世界遺産研究・情報発信促進
(解説)

紀伊半島の「高野山」、「熊野」は、古く神話の時代から続く自然への信仰と海外から伝来した仏教文化が融合し、独自の展開が図られる中で、当時の都を始め、全国各地から多数の参詣者が畏敬や崇拝の念に満ちた思いを胸に訪れた地域である。こうした人々の交流を通じて熊野・高野地域には、多くの優れた歴史的風景、遺構、建物、美術品、工芸品等の文化的資産が形成、蓄積されている。これらは、世界的にも貴重な資産として後世に適切に引き継いでいく人類の宝というべきものであり、平成16年にはユネスコにより世界遺産として登録されたところである。

本総合特区においては、県内の世界遺産関連地域（世界遺産の資産が所在する市町及び世界遺産に関連する文化財が所在する市町）に残された文化財等について、さらなる学術調査研究の推進や、市町村、住民、文化財所有者等との密接な連携による文化資源の適切な保全を図るとともに、国内で始めて「文化的景観」として高く評価された本地域の文化資源の希少性、独自性といった特性にふさわしい国外・国内からの観光客の受入等に努める。

イ) 評価指標及び数値目標

評価指標(1)：世界遺産関連地域における観光客総数（延べ人数）

数値目標(1)：10,700,433人（H22年）

（うち宿泊客数 3,406,550人、日帰り客数7,293,883人）

→ 1,130万人（H27年）

（うち宿泊客数 370万人、日帰り客数760万人）

評価指標(2)：世界遺産関連地域における外国人宿泊客総数（延べ人数）

数値目標(2)：88,291人（H22年） → 15万人（H27年）

評価指標(3)：世界遺産を管理する市町や所有者が実施する維持管理事業及び保存修理事業に対する年間補助事業数

数値目標(3)：16件（H23年度）→ 30件（H27年度）

評価指標(4)：新宮市文化複合施設における開設初年度（H27年度予定）の利用者総数（延べ人数）

数値目標(4)：熊野学センター 140,000人

文化ホール 125,000人

図書館 180,000人

ウ) 数値目標の設定の考え方

数値目標(1)の目標達成に寄与する事業としては、観光客誘致対策事業等を想定している。

現時点で想定する各事業の寄与度は以下の通り。

- 観光客誘致対策事業（ウェブ等を活用した情報発信）：20%
- 戦略的首都圏対策事業（高野・熊野講座、南紀白浜空港利用促進等）：20%
- 近畿圏・東海圏誘客対策事業（高野・熊野講座、ネクスコ・鉄道タイアップ、リピーター化促進等）：30%
- 世界遺産推進事業（10万人の参詣道環境保全ウォーク、世界遺産セミナー、世界遺産マスターの活用等）：30%

数値目標(2)の目標達成に寄与する事業としては、国際観光推進事業、外国人観光客の受入環境整備事業等を想定している。

現時点で想定する各事業の寄与度は以下の通り。

- 国際観光推進事業（ファムトリップ受入、海外プロモーション活動）：50%
- 外国人観光客の受入環境整備事業（通訳案内士以外の観光ガイド制度の創設）：25%
- 外国人観光客の受入環境整備事業（その他）：15%
- 南紀白浜空港や県内港湾への国際チャーター便、クルーズ船の就航・寄港促進：10%

数値目標(3)の目標達成に寄与する事業としては、世界遺産緊急保全対策事業及び文化財保護育成補助事業を想定している。

現時点で想定する各事業の寄与度は以下の通り。

- 世界遺産緊急保全対策事業：50%
- 文化財保護育成補助事業：50%

数値目標(4)の目標達成に寄与する事業としては、高野、熊野の世界遺産関連の拠点施設及び情報発信基地として、新宮市が整備する新宮市文化複合施設整備への補助事業を想定している。

現時点で想定する各事業の寄与度は以下の通り。

- 新宮市文化複合施設の整備：100%

ii) 包括的・戦略的な政策課題と解決策

ア) 政策課題

＜国内外からの観光客受入促進＞

（解説）

これまでも世界的に優れた観光資源としての世界遺産関連文化財等を活用するとともに、観光に関連した社会資本整備や受入体制等の整備を行ってきているが、外国人観光客の増加に対応するため、それらの整備を早急に進める必要がある。

◇対象とする政策分野：o）観光

＜県内における文化財等の地域資源の更なる保全・活用＞

（解説）

県内の世界遺産関連地域に残された世界的にも貴重な文化財等の地域資源について、保全・保護、活用への取り組みをより強化することにより、地域の活性化につなげていく必要がある。

◇対象とする政策分野：t）まちづくり関係

＜世界遺産文化研究・情報発信＞

（解説）

多くの優れた歴史的風景、遺構、建物、美術、工芸品等を世界的な資産として後世に引き継ぎ、世界に向けて発信していくためには、県内の世界遺産関連地域に残された文化財等の調査研究、情報発信を促進していく必要がある。

◇対象とする政策分野：j）研究開発拠点の形成

・政策課題間の関係性

高野・熊野等世界遺産関連地域に残された文化財等について適切な保全・活用を図るとともに、世界遺産研究・情報発信拠点の整備等によって国内外からの観光客等受入増を図る。

イ）解決策

a）＜国内外からの観光客受入促進＞の解決策

世界的に優れた観光資源としての世界遺産関連文化財等を活用するとともに、国内外からの誘致を促進するため、世界遺産としての知名度を活かし、観光に関連した社会資本整備、受入環境の整備・充実や効果的なプロモーションの実施をより一層促進する。

○ 旅行業法の規制緩和（第三種旅行業者に対する業務範囲の拡大）

現在、隣接市町村等内に限定されている第三種旅行業者の業務範囲を特区内においては、区域を拡大して募集型企画旅行が可能となるよう規制を緩和する。

○ 旅行業法の規制緩和（宿泊業者への旅行業者代理業の認可）

特区内の宿泊業者（ホテル・旅館等）が、当該施設宿泊者の旅行について、特別に旅行業者代理業を営むことができるように旅行業法等の規制を緩和する。

○ 通訳案内士以外の通訳ガイド（新ガイド）によるガイド業務の実施

現在では国家資格である通訳案内士以外が有償でガイド業務を行うことができないが、増加する外国人観光客に対応するとともに、外国人観光客のうちガイド付きの観光を楽しむ者の割合を高め満足度向上を図るため、通訳案内士以外の者であって一定の要件を満たした者が有償でガイド業務を行えるよう、現行の通訳案内士制度を緩和する。

○ 通訳案内士等による旅客業務の創設

特区内を訪れる旅行者の利便性の向上を図るため、特区内において一定の条件を満たした通訳案内士、新ガイド及び語り部等が運転する自家用自動車を使用した有償旅客運送を可能とするよう道路運送法を緩和する。

○ 道路運送法の許可の条件付き緩和

現在、発着地のいずれかが営業区域内（和歌山県及び、県外については営業所の隣接市町村内）に限定されている一般旅客運送について、特区内においては、新大阪駅や関西国際空港に代表される交通ターミナル等スポット的な地点を条件付きで運送行為ができるよう緩和する。

○ 世界遺産地域における公共施設、観光施設等の多言語表記への支援

世界遺産地域を訪れる外国人観光客の利便性、安全性の向上を図るため、関係地域における交通施設、観光施設での情報提供施設の多言語化について支援する。

○ C I Q（税関、出入国管理、検疫）体制の充実に対する支援

関税法、出入国管理法等の関係法令により、国際線に指定されていない空港への国際チャーター便の乗り入れについては、近隣のC I Q機関の職員が出張により対応しているが、限られた体制であることから全ての乗り入れ希望に対して、十分に対応できないことが懸念されており、外国人観光客の誘致促進のため、南紀白浜空港におけるC I Q派遣体制の充実を行う。

b) <県内における文化財等の地域資源の更なる保全・活用>の解決策

県内の世界遺産関連地域に残された世界的にも貴重な文化財等の地域資源について、県内の文化財所有者等と連携し、保全・保護、活用への取り組みをより強化することで、地域の活性化につなげる。

- 国宝重要文化財等保存整備費補助金の重点配分及び補助率加算
地域内の歴史的建造物や美術工芸品等の保存、修復を行うための国庫補助金の重点配分及び同補助率の引き上げ
- 世界遺産登録地におけるバッファークゾーンでの史跡保存・景観保全事業に対する国庫補助制度の創設
バッファークゾーンにおける景観保護を目的とした土地買い上げや未指定文化財の保全対策に係る国庫助成制度の整備
- 自然災害等の発生時における文化財緊急補修制度の創設
地域内の文化財が台風等の災害において損傷した場合、速やかに修繕・補修等の対策が講じられるための補助制度の整備

c) <世界遺産文化研究・情報発信>の解決策

多くの優れた歴史的風景、遺構、建物、美術、工芸品等を世界的な資産として後世に引き継ぎ、世界に向けて発信していくために、県内の世界遺産関連地域に残された文化財等の調査研究、情報発信をより一層促進する。

- 世界遺産関連の研究拠点施設に対する補助
「熊野」、「高野」の世界遺産に関する歴史や文化に関する学術資料の収集や研究者等の交流拠点及び文化財の展示等のため市町村が行う施設整備への支援

【新宮市文化複合施設】

文化ホール、熊野学センター、図書館の合築方式の整備を計画
平成23年2月 基本計画策定
概算事業費 50億円

iii) 取組の実現を支える地域資源等の概要

①地域の歴史や文化

高野地域は、弘法大師（空海）が806年に唐から帰国し、真言密教の根本道場として開創された山岳宗教都市であり、年間120万人を越える参拝者や観光客を受け入れており、「日本人の心のふるさと」と言える地域である。

また、熊野地域は、平安時代から鎌倉時代にかけて「蟻の熊野詣」と言われるほど、当時の上皇・貴族から庶民に至るまで様々な人々がはるばる訪れた「信仰の地」であり、多くの名所、旧跡、文化財や伝統行事も保存されており、日本三大火祭りの1つとなる「那智の火祭り」など、伝統行事も盛んである。

- ・国指定等文化財 577件
- ・紀伊山地の霊場と参詣道（平成16年世界遺産登録）

②地理的条件

高野地方は紀伊山地の北西部に位置しており、東部は奈良県と接している。

特に世界遺産に登録された高野山は、海拔200メートル～1100メートル級の連峰が累積する。

熊野地方は、和歌山県の南部で、紀伊半島南西部に位置しており、東部は奈良県と三重県に接している。また、海岸部は紀伊水道、熊野灘に面し、本州最南端となる潮岬など、黒潮洗う風光明媚なリアス式の海岸美を誇っている。この地域は森林が約8割を占めており、日本一の落差を誇る那智の滝や瀨峡など、景勝にも富んでいる。

③社会資本の現状

高速道路として、紀伊半島を一周する近畿自動車道紀勢線、京都・奈良・和歌山を結ぶ京奈和自動車道、これら高速道路を補完し、経済発展、観光振興、災害時の緊急輸送等、県内の一体的発展に寄与する内陸部骨格道路（X軸ネットワーク）及び府県間道路の概成に向け整備促進を行っている。

近畿自動車道紀勢線や、京奈和自動車道の早期整備については、平成27年を目標に事業を促進している。

また、南紀白浜空港が和歌山県内の一大観光地である白浜町の中心部に位置している。

④地域の産業を支える企業の集積等

申請区域の範囲内における和歌山県知事登録旅行業者数

- ・第2種旅行業種旅行業者数： 6
- ・第3種旅行業種旅行業者数： 16

⑤人材、NPO等の地域の担い手の存在等

外国人観光客を対象として通訳を行うNPO（高野異文化交流ネットワーク、Mi・Kumano）や世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の保全と適切な活用を推進するため、ボランティアで世界遺産及びその周辺地域のパトロールを実施する民間リーダー「和歌山県世界遺産マスター（世界遺産に関する研修を行った後、認定試験を経て和歌山県知事が認定）」が存在している。

⑥地域内外の人材・企業等のネットワーク

- ・和歌山県世界遺産協議会
- ・和歌山県世界遺産協議会各地域（高野、熊野、大辺路）協議会

③ 目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容

i) 行おうとする事業の内容

＜国際観光推進＞

ア) 事業内容

観光庁、日本政府観光局や関西広域機構や県内観光事業者等と連携して、台湾・韓国・香港・中国・シンガポール・タイのアジア諸国及び欧米・豪州・カナダ等の対象国に対し、嗜好をふまえた効果的なプロモーションを展開する。また、南紀白浜空港へのチャーター便の誘致等により、効果的な誘客を行う。

イ) 想定している事業実施主体

和歌山県、関係市町、県内観光事業者

ウ) 当該事業の先駆性

日本政府観光局東京本部や海外事務所と連携しつつ、和歌山県内ファムトリップの行程案作成・同行・現地説明等を通じて、当該ファムトリップを積極的かつきめ細やかにサポートしている。

エ) 関係者の合意の状況

下記に示す、旅行博覧会出展やセールスコールといった海外プロモーション活動や、ファムトリップの受入においては、県内観光関係者や県内各市町村の協力・参画を得ているところである。

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

平成22年度実績

- ・海外プロモーション実施国
中国・台湾・香港・韓国・シンガポール・タイ・トルコ・スペイン
・イタリア・フランス
- ・ファムトリップ受入実施エージェント・メディアの対象国
中国・台湾・香港・韓国・ドイツ・フランス・アメリカ・イギリス
・カナダ・フィンランド
- ・商談会出席
YOKOSO! JAPAN トラベルマート2010への出展・商談会の実施
- ・南紀白浜空港への国際チャーター便の就航促進

＜外国人観光客の受入環境整備＞

ア) 事業内容

通訳案内士以外の観光ガイド制度の創設、世界遺産地域内における誘導板・解説板の設置など、外国人観光客の受入環境を整備することにより、外国

人観光客の満足度を向上させ、海外からの更なる観光客誘致を図る。

イ) 想定している事業実施主体

和歌山県

ウ) 当該事業の先駆性

今後進むであろう個人旅行化に対応して、外国人観光客から要望の多い言語バリアフリー化等を進め、観光地としてのレベルアップを図るために、観光ガイドレベルアップ支援、外国人受入環境向上のためのアドバイザー派遣、外国人接遇研修会等を総合的に実施することにより、ホテルスタッフから観光ガイドまで幅広く外国人観光客の受入ができる環境を整えているところである。また、地元の旅行会社が個人の外国人観光客の受入に熱心に取り組んでおり、宿泊施設の予約や観光ガイドの手配はもとより、きめ細やかな行程相談にも応じている。このことにより、安心して外国人観光客がお越し頂けるとともに、外国人観光客の満足度が高くなる効果が期できる。

エ) 関係者の合意の状況

下記のとおり、外国人観光客の受入環境整備のために、研修会への支援や研修会の実施、アドバイザー派遣に取り組んでおり、県内観光関係者による利活用が行われているところである。

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

- ・観光ガイドレベルアップ支援

観光ガイド団体の実施する研修会等に対して、必要対象経費の1/2を支援している。この研修会等を通じて、通訳案内士ではないものの、現地に精通し、かつガイド能力を十分に持った人材の育成が進んでいる。

- ・外国人観光客受入環境向上のためのアドバイザー派遣（平成21年度～）

各地域や団体に専門アドバイザーを派遣。当該専門アドバイザーによりその地域に応じた研修会が開催され、各回30名～40名程度が参加。

- ・外国人接遇研修会（平成18年度～）

全国的に有名な旅館の経営者や観光関連団体から講師を招き毎年度開催。各回70名程度が参加。

- ・誘導板・解説板の整備（平成20～22年度実施）

デザインを統一した誘導板・案内板を世界遺産地域内の寺社や中辺路・大辺路・町石道などの参詣道に設置

- ・「観光施設整備補助金」事業（平成14年度～）

県内市町村の観光施設や案内板整備に対する補助事業で、毎年度1～2件の観光案内板の多言語標記化に助成を実施。

<観光振興のための世界遺産の保全と活用>

ア) 事業内容

世界遺産環境保全ウォーク、世界遺産リーフレット作成、世界遺産マスターの研修等を実施するとともに、世界遺産環境保全活動の必要性について、大都市圏においてCSR推進セミナーを開催し、世界遺産の環境保全による誘客を図る。

イ) 想定している事業実施主体

和歌山県、関係市町、NPO、団体、企業、県内小中高校等

ウ) 当該事業の先駆性

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の本質的価値を再認識し、次世代に良好な状態で継承するため、ボランティア、CSR活動、課外授業等を活用した参詣道の普及啓発・環境保全活動を実施

エ) 関係者の合意の状況

和歌山県世界遺産センター、和歌山県世界遺産協議会及び和歌山県世界遺産協議会各地域協議会（高野・熊野・大辺路）により、協議のうえ、事業実施が行われている。

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

- ・ 県内小中高校生等の課外授業による環境保全活動の推進
- ・ 世界遺産マスター事業（H18年度～）

世界遺産のパトロールや普及啓発を実施するため、ボランティアとして県が認定（H23年3月末現在95人）

- ・ 参詣道の環境保全活動を実施（H21年度～）

（H21.7高野山町石道、H21.9熊野古道中辺路、H21.11熊野古道大辺路、H22.1熊野古道中辺路、H22.7高野山町石道、H22.10熊野古道中辺路、H22.11熊野古道大辺路）

- ・ 企業・団体等に対して環境保全活動の働きかけ、説明会を実施
- ・ 世界遺産保全活動「道普請ウォーク」

企業や団体を対象にCSR活動や研修の一環として、参詣道の維持、修復活動等の世界遺産保全活動に、ボランティアとして協力頂く「道普請ウォーク」をプログラム化。

<文化財等保全事業>

ア) 事業内容

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」関連文化財及び文化的景観の保全のために実施する事業に要する経費の一部について所有者等に対して補助金を交付

イ) 想定している事業実施主体

和歌山県、世界遺産関連文化財を管理する市町及び所有者

ウ) 当該事業の先駆性

他の世界遺産地域では実施していない和歌山県独自の補助金制度を創設し、国の補助金制度の対象とならない事業における文化財等所有者等に対しても補助を実施

エ) 関係者の合意の状況

世界遺産を管理する市町や所有者が実施する、維持管理事業や保存修理事業に補助と技術的な指導を行い、適切な保護に努めている。

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

和歌山県世界遺産緊急保全対策事業を平成19年度から県独自補助金事業として実施

ii) 地域の責任ある関与の概要

ア) 地域において講ずる措置

a) 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

- ・和歌山県世界遺産緊急保全対策事業補助金

(H19年より措置／H23年度予算額：10,000千円)

b) 地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和や地域の独自ルールの設定

- ・和歌山県文化芸術振興条例（平成21年3月）
- ・和歌山県文化芸術振興基本計画（平成22年4月）

「文化で元気」な地域づくりを進めるため、優れた文化資源を適切に保存、継承していくとともに、大学や研究所等の学術研究機関、農林水産業や観光業等の県内産業等連携しながら、資源の有効かつ効果的な活用を図ることにより本県の新しい地域づくりに取り組む。

- ・和歌山県文化財保護条例（昭和31年度）

文化財保護法第182条第2項の規定に基づき、県の区域内に存する文化財のうち重要なものについて、保存及び活用のため必要な措置を講じる。

- ・和歌山県景観条例（平成20年度）

県や県民等が守るべき責務、景観形成の基本となる景観計画の策定及び運用のための必要事項、届出対象となる行為、景観審議会の設置や運営などについて規定し、景観計画により、地域特性を活かした良好な景観の形成を図ることを目的とする。

- ・和歌山県世界遺産条例（平成17年度）

世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約の精神に基づき、人類共有の財産「紀伊山地の霊場と参詣道」を将来の世代へ確実に引

き継ぐとともに、世界の人々の心の豊かさの向上に寄与することを目的とする。本条例において、県民等が世界遺産についての理解と関心を深めるため、毎年7月7日を和歌山県世界遺産の日、7月1日から7月7日を和歌山県世界遺産週間と定めている。

c) 地方公共団体等における体制の強化

和歌山県世界遺産センター（H17年4月1日設置／人員6名）

イ) 目標に対する評価の実施体制

a) 目標の評価の計画

数値目標(1)：毎年度末に評価実施予定

数値目標(2)：毎年度末に評価実施予定

数値目標(3)：毎年度末に評価実施予定

数値目標(4)：開所後、毎年度末に評価実施予定

b) 評価における地域協議会の意見の反映方法

実施計画の進捗状況、目標の達成状況、社会情勢等を考慮し、適宜見直しを行う。

c) 評価における地域住民の意見の反映方法

事務事業評価を県のホームページにより公開し、意見募集を行う。

iii) 事業全体の概ねのスケジュール

ア) 事業全体のスケジュール

平成24年1月	地域協議会（計画策定）
平成24年2月	国と地方の協議の場（規制の特例、支援措置協議）
平成24年3月	地域協議会（認定申請）
平成24年6月	地域協議会（事後評価）、以後毎年6月に開催予定

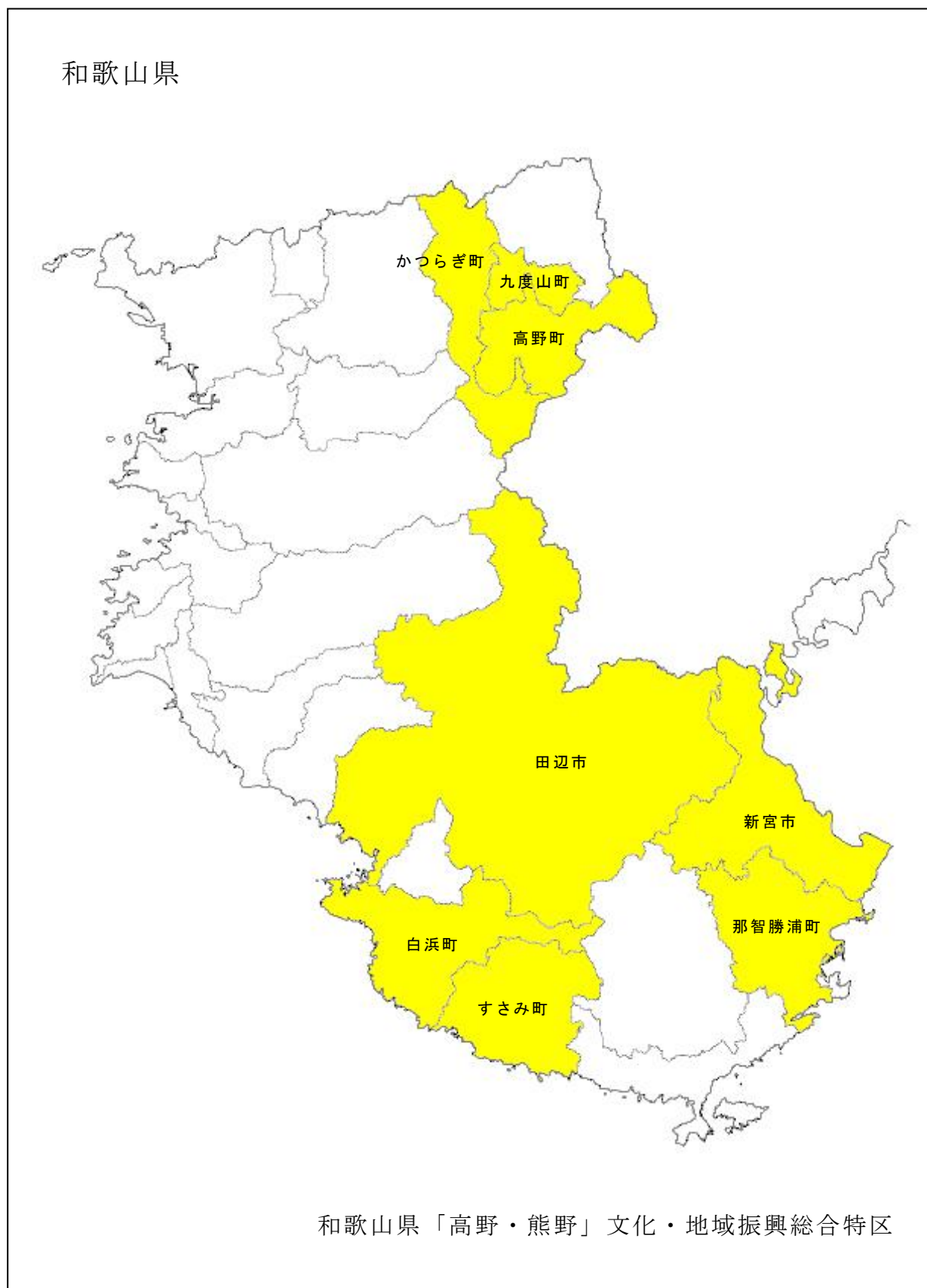
イ) 地域協議会の活動状況

平成23年3月	総合特区法に基づく地域協議会設立に向け、関係市町村を対象とした説明会の開催
平成23年8月	地域協議会設立に向けた関係市町村ブロック別（高野、熊野、大辺路）説明会・意見交換会の開催
平成23年8月	事業実施関係団体、NPO、有識者等へ個別に説明、意見聴取
平成23年9月	地域協議会構成員へ指定申請書案について意見照会（ICT活用）
平成23年9月	総合特区法に基づく地域協議会として、和歌山県高野

- ・熊野等地域活性化協議会を設立。
- ・当初構成員
 - 和歌山県
 - 田辺市
 - 新宮市
 - かつらぎ町
 - 九度山町
 - 高野町
 - 白浜町
 - すさみ町
 - 那智勝浦町
 - 社団法人和歌山県タクシー協会
 - 社団法人和歌山県バス協会
 - 一般社団法人田辺市熊野ツーリズムビューロー
 - 特定非営利活動法人高野山異文化交流ネットワーク
 - 特定非営利活動法人Mi・Kumano
 - 社団法人全国旅行業協会和歌山県支部
 - 社団法人日本旅行業協会和歌山地区会
 - 和歌山県旅館ホテル生活衛生同業組合
 - 社団法人和歌山県観光連盟
 - 社団法人和歌山県文化財研究会
 - 財団法人和歌山県文化財保護協会
 - 和歌山大学
 - 高野山大学
 - 熊野学研究委員会
- ・設立目的
 - 県内の世界遺産関連地域に残された文化財等の学術的な調査研究の促進や、住民等との連携による文化資源の適切な保全と継承、地域資源としての活用を図ることによる地域活性化や自立に向けた取組に寄与

平成23年9月

第1回和歌山県高野・熊野等地域活性化協議会開催



別添 6

地域活性化総合特別区域の指定申請に伴う新たな規制の特例措置等の提案書

平成 23 年 9 月 30 日

内閣総理大臣 野田 佳彦 殿

和歌山県知事 仁坂 吉伸

総合特別区域法第 33 条第 1 項の規定に基づき、地域活性化総合特別区域の指定申請に伴い、新たな規制の特例措置その他の特別の措置として、別添提案書の通り提案します。

規制の特例措置等の提案書

1 提案団体名

和歌山県

2 提案内容

別表のとおり

別表 規制の特例措置等の提案書

提案事項管理番号 ※ 事務局入力欄	提案事項名	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の所管・関係官庁	区分				
					政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他
	旅行業法の規制緩和（第3種旅行者に対する業務範囲の拡大）	旅行業法施行規則第1条の2第1項第3号に規定の第3種旅行者の募集型企画旅行実施の範囲は隣接市町村内に限定されている。	現在、隣接市町村内に限定されている第3種旅行者の募集型企画旅行実施の範囲を認定特区内に拡大する。	観光資源は特定市町村の隣接区域に限らず県下全域にあり、地域で活躍している第3種旅行者の募集型企画旅行実施範囲の拡大により、広域観光の推進に繋がる。	国内外からの観光客受入促進	世界遺産の知名度を活かし、観光関連の社会資本整備、受入体制の充実、効果的なプロモーションのより一層の促進	旅行業法第4条第1項第4号旅行業法施行規則第1条の2第3項	国土交通省（観光庁）	○				
	旅行業法の規制緩和（宿泊業者への旅行業業者代理業の認可）	旅行者代理業を営むためには、旅行業法第11条の2に規定する旅行業務取扱管理者の設置が義務づけられている。	特区内の宿泊業者（ホテル・旅館等）が、当該施設宿泊者の旅行について、旅行業務取扱管理者に代えて、一定の研修を修了した者を特区内限定旅行業務取扱管理者として 選任できるようにする。	宿泊業者の幅広いサービス提供により、着地型旅行商品の販路拡大、リピーターの確保、集客力の向上につながる。	国内外からの観光客受入促進	世界遺産の知名度を活かし、観光関連の社会資本整備、受入体制の充実、効果的なプロモーションのより一層の促進	旅行業法第11条の2	国土交通省（観光庁）	○				
	通訳案内士以外の通訳ガイド（新ガイド）のガイド業務の実施	現行制度では外国人に対する有償ガイドには通訳案内士の資格が必要であるが、就業者は登録者のうち25％程度でそのうち74％が都市部に集中しており、地方部での有償外国人ガイドが不足している。	総合特区の区域内において、総合特区自治体による研修を経た通訳案内士以外の者による有償ガイド行為を可能とし、有償外国人ガイド数の増加を図る。	資格がない者でも特区自治体による研修を修了すれば「特区ガイド」として有償ガイド業務が可能となり、有償ガイド不足の解消につながる。	国内外からの観光客受入促進	資格がない者でも特区自治体による研修を修了すれば「特区ガイド」として有償ガイド業務が可能となり、地域の有償ガイド不足に対し、特区内に特区ガイドを設けることで有償外国人ガイド数を増やし、地域への訪日外国人旅行者の拡大をはかる。	総合特別区域法第43条（通訳案内士法の特例）	国土交通省（観光庁）	○				
	道路運送法の規制緩和（通訳案内士等による旅客業務の創設）	現行の道路運送法第78条に規定の自家用有償旅客運送の範囲では、本事業を行うことができない。	一定の条件を満たした通訳案内士、特区ガイド、語り部等による自家用自動車を使用した有償旅客運送を可能とする制度を創設する。	主要観光地間が山間地で鉄道路線がないため、通訳案内士等が運転する自家用自動車により同行することにより、旅行者の利便性が向上するとともに、二次交通アクセスの課題解決に繋げるため。	国内外からの観光客受入促進	通訳案内士等が運転する自家用自動車により同行することにより、旅行者の利便性を確保するとともに、旅行者のニーズに合わせた着地型旅行商品の提供による観光客増を図る。	道路運送法第78条	国土交通省（運輸局）	○				
	道路運送法の許可の条件付き緩和	道路運送法第20条において、一般旅客運送について、発着地のいずれかが営業区域内（和歌山県及び、県外については営業所の隣接市町村内）に限定されている。	特区内においては、新大阪や関空に代表される交通ターミナル等スポット的な地点を条件付きで運送行為ができるよう緩和する。	現行の道路運送法に基づく事業免許では、一部の輸送形態においては、来県する旅客を自県のバス事業者が輸送できない。	国内外からの観光客受入促進	旅行者の大半は主要ターミナルを経由し来県するため、旅行者の利便性の向上により、観光客増を図る。	道路運送法第20条	国土交通省（運輸局）	○				
	CIQ（税関、出入国管理、検疫）体制の充実	近隣のCIQ機関の職員が出張により対応しているが、限られた体制であることから、出入国に要する時間の短縮ができなかったり、日によって派遣ができなかったりし、乗り入れ希望に対して、十分に対応できないことがある。	南紀白浜空港へのCIQ関係職員の派遣体制の充実を行う。	国際チャーター便就航促進のためには、出入国に要する時間の短縮や、日による制約を無くすことなどが重要であり、派遣人員増員等が必要であるため。	国内外からの観光客受入促進	南紀白浜空港への国際チャーター便の就航促進が図られ、海外からの更なる観光客の誘致促進に繋げる。	関税法 出入国管理及び難民認定法 検疫法 など	財務省（税関） 法務省（入国管理局） 厚生労働省（検疫所）					○
	国宝重要文化財等保存整備費補助金の重点配分及び補助率加算	国宝重要文化財等保存整備費補助の強化が必要	県内の世界遺産関連文化財等を後世に継承するため、国宝重要文化財等保存整備費補助の強化	県内の世界遺産関連地域に残された貴重な文化財等の地域資源の保全・保護、活用への取組を強化することにより地域の活性化に繋げるため。	県内における文化財等の地域資源の更なる保全保護と活用	県内世界遺産関連地域に残された文化財等について適切な保全と活用を図る。	文化財保護法	文部科学省（文化庁）			○		

提案事項管理 番号 ※ 事務局入 力欄	提案事項名	現行の規制・制度の概要と 問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の所管・関 係官庁	区分				
					政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他
	世界遺産登録地にお けるバッファゾーンで の史跡保存・景観保 全事業に対する国庫 補助制度の創設	バッファゾーンにおける景 観保護を目的とした土地買 い上げや未指定文化財の保 全対策の強化が必要	バッファゾーンにおける景 観保護を目的とした土地買 い上げや未指定文化財の保 全対策の補助金制度の創設	県内の世界遺産関連地域に 残された貴重な文化財等の 地域資源の保全・保護、活 用への取組を強化すること により地域の活性化に繋げ るため。	県内における文化財等の地域資 源の更なる保全保護と活用	県内世界遺産関連地域に残され た文化財等について適切な保全 と活用を図る。	文化財保護法	文部科学省(文化庁)			○		
	自然災害等の発生時 における文化財緊急 補修補助制度の創設	県独自の世界遺産緊急対策 保全事業により、所有者・管 理者に対し、自然災害等によ る文化財補修事業に対 し、補助事業を行っている が、大きな被害の場合対応 できない。	自然災害等による、文化財 緊急補修事業が発生した場 合、の国の補助金制度の創 設	県内の世界遺産関連地域に 残された貴重な文化財等の 地域資源の保全・保護、活 用への取組を強化すること により地域の活性化に繋げ るため。	県内における文化財等の地域資 源の更なる保全保護と活用	県内世界遺産関連地域に残され た文化財等について適切な保全 と活用を図る。	文化財保護法	文部科学省(文化庁)			○		
	世界遺産関連の研究 拠点施設に対する補 助	歴史や文化に関する学術資 料の収集や研究者等の交流 拠点及び文化財の展示等の ため市町村が行う施設整備 に対する財政支援の制度が ない。	「熊野」、「高野」の世界遺産 に関する歴史や文化に関す る学術資料の収集や研究者 等の交流拠点及び文化財の 展示等のため新宮市が行う 施設整備への支援	県内の世界遺産関連地域に 残された文化財等の調査研 究、情報発信をより一層促 進する。	世界遺産文化研究・情報発信	多くの優れた歴史的風景、遺構、 建物、美術、工芸品等を世界的 な資産として後世に引き継ぎ、世 界に向けて発信していくために は、県内の世界遺産関連地域に 残された文化財等の調査研究、 情報発信を促進していく必要があ る。	—	—			○		

※「区分」欄には、該当する区分に「○」を記載してください。（複数記入可。）

別添 9 地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	和歌山県高野・熊野等地域活性化協議会
地域協議会の設置日	平成23年9月22日
地域協議会の構成員	別表のとおり
協議を行った日	平成23年9月22日
協議の方法	協議会を開催
協議会の意見の概要	以下の意見については、ICTを活用し、各委員に対し事前に申請書（素案）を送付し意見聴取を実施した際に提出されたもの。 意見に対する対応のとおり、追加・修正等を行い、協議会当日審議。 1 国内外からの観光客の受入促進の解決策として、発着のいずれかが営業区域内に限定されている一般旅客運送について、交通ターミナル等スポット的な地点（新大阪駅、関西国際空港等）を条件付きで運送行為ができるよう追加すべき。 2 通訳案内士等による旅客業務の創設（道路運送法の特例）について、この規制緩和を実施した場合、ニーズがあるのか疑問。 3 通訳案内士以外の通訳ガイドによるガイド業務の実施（通訳案内士法の特例）、及び、通訳案内士等による旅客業務の創設（道路運送法の特例）により、地元観光の促進につながると確信しているが、一方で、エリア（高野地域、熊野地域等）を越えたガイド活動により各地域の地元ガイドの活動を脅かす危険性がある。エリアを越えたガイドの依頼についてバトンタッチ形式で共存共栄を図ることはできないか。 4 区域の範囲について、奈良県、三重県を含めた、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の登録資産の所在する市町村にすべき。 5 薬事法の特例（漢方薬の通信販売の規制の特例）の追加 6 農林漁家民泊にかかる旅館業法、消防法、食品衛生法の特例
意見に対する対応	1 意見を踏まえ、指定申請書及び規制の特例措置等の提案書に記載を追加した。 2 事業者への意見聴取において、高野－熊野間のアクセスについての問い合わせや要望があるとのことであり、制度の枠組みをつくり受入体制を整備することが先決と判断した。 3 事業者間における調整等により対応可能と考えている。 4 まずは和歌山県内の事業関係者間の合意形成を図った上で「和歌山モデル」として事業を実施し、その上で、隣接県との連携を検討することとし、本申請における区域の範囲は、県内の登録資産の所在市町村とする。 5 第三類医薬品以外のインターネット等販売について、平成25年3月31日まで経過措置が延長されていることから、その結論が出るまでの間、動向に注視し、今回の規制緩和への追加は見合わせる。 6 県の認定を受けた農家民宿施設等についての規制緩和は、和歌山県条例に定める基準の規制緩和の対象であり、特区申請には含めないこととする。

別表

名 称	分 野
和歌山県	地方公共団体
田辺市	
新宮市	
かつらぎ町	
九度山町	
高野町	
白浜町	
すさみ町	
那智勝浦町	
社団法人和歌山県タクシー協会	交通事業関係団体
社団法人和歌山県バス協会	
一般社団法人田辺市熊野ツーリズムビューロー	旅行・観光関係団体
特定非営利活動法人高野山異文化交流ネットワーク	
特定非営利活動法人M i ・ K u m a n o	
社団法人全国旅行業協会和歌山県支部	
社団法人日本旅行業協会和歌山地区会	
和歌山県旅館ホテル生活衛生同業組合	
社団法人和歌山県観光連盟	
社団法人和歌山県文化財研究会	文化財関係団体
財団法人和歌山県文化財保護協会	
和歌山大学	学識経験者
高野山大学	
熊野学研究委員会	

別添 10 指定申請書に記載した事業で、併せて提案した規制の特例措置等の適用を見込む事業の一覧（参考資料）

事業名	適用を見込む規制の特例措置等	新たな提案
国内外からの観光客受入促進事業	旅行業法の規制緩和（第3種旅行者に対する業務範囲の拡大）（規制の特例措置）	○
	旅行業法の規制緩和（宿泊業者への旅行業者代理業の認可）（規制の特例措置）	○
	通訳案内士以外の通訳ガイド（新ガイド）によるガイド業務の実施（規制の特例措置）	
	道路運送法の規制緩和（通訳案内士等による旅客業務の創設）（規制の特例措置）	○
	道路運送法の許可の条件付き緩和（規制の特例措置）	○
	C I Q（税関、出入国管理、検疫）体制の充実（その他の支援措置）	○
文化財等保全事業	国宝重要文化財等保存整備費補助金の重点配分及び補助率加算（財政上の支援措置）	○
	世界遺産登録地におけるバッファゾーンでの史跡保存・景観保全事業に対する国庫補助制度の創設（財政上の支援措置）	○
	自然災害等の発生時における文化財緊急補修制度の創設（財政上の支援措置）	○
世界遺産関連の研究拠点施設に対する補助事業	世界遺産関連の研究拠点施設に対する補助（財政上の支援措置）	○

※ 新たに提案したものに加え、総合特別区域基本方針第5「総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進に関し政府が講ずべき措置についての計画」に記載されているものについても、記載してください。

※ なお、新たに提案したものについては、「新たな提案」の欄に「○」を記載してください。

別添11 指定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望の一覧(参考資料)

●基本事項

地方公共団体に関する情報	地方公共団体名	和歌山県		担当部署名	企画部企画政策局企画総務課		担当者名			電話番号			E-Mail		
総合特別区域の名称	和歌山県「高野・熊野」文化・地域振興総合特区				国際・地域の別	地域	対象地域	和歌山県田辺市、新宮市、那智勝浦町、白浜町、すさみ町、かつらぎ町、九度山町、高野町			計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 28 年度 （ 5 年間）			

●国の財政支援を希望する事業

事業番号	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容	総事業費 (単位:千円)	年度別 事業費(上段)・国費(下段) (単位:千円)				
									H24	H25	H26	H27	H28
1	国宝重要文化財等保存整備費補助金の重点配分及び補助率加算	歴史的建造物や美術工芸品等の保全、修復を行うため補助	所有者及び管理者	文部科学省(文化庁)	国宝重要文化財等保存整備費補助金	拡充	地域内の歴史的建造物や美術工芸品等の保全、修復を行うための国庫補助金の重点配分及び同補助率の引き上げ	745,500	240,000	150,000	133,000	72,500	150,000
								634,000	204,000	127,500	113,000	62,000	127,500
2	世界遺産登録地におけるバッファゾーンでの史跡保存・景観保全事業に対する補助制度の創設	バッファゾーンにおける景観保護を目的とした土地買い上げや未指定文化財の保全対策の補助	所有者及び管理者	文部科学省(文化庁)	—	新規	バッファゾーンにおける景観保護を目的とした土地買い上げや未指定文化財の保全対策に係る国庫助成制度の整備	50,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
								25,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
3	自然災害等の発生時における文化財緊急補修制度の創設	文化財等が災害において損傷した場合、速やかに修繕・補修等の対策が講じられるための補助	所有者及び管理者	文部科学省(文化庁)	—	新規	地域内の文化財が台風等の災害において損傷した場合、速やかに修繕・補修等の対策が講じられるための補助制度の整備	92,000	20,000	20,000	20,000	20,000	12,000
								46,000	10,000	10,000	10,000	10,000	6,000
4	世界遺産関連の研究拠点施設に対する補助	高野、熊野の世界遺産を後世に引継ぎ、国内外に向けて発信していくため、文化財を保護・収集するとともに、研究者を育成する施設を整備する	新宮市	—	—	新規	人類共有の財産である、高野、熊野地域の世界遺産に関する文化財を保護・収集し、研究する施設であるため	5,000,000	1,250,000	3,000,000	750,000		
								0					
5								0					
								0					
6								0					
								0					
7								0					
								0					
8								0					
								0					
9								0					
								0					
10								0					
								0					

<記載要領>

- 「国の財政支援を希望する事業」については、総合特区計画の推進のため、優先順位の高いものから順次記載してください。
- 「事業名」欄には、総合特区指定申請書に記載されたものと同じ名称を用いてください。
- 「事業内容」欄には、目的・対象者・規模等が分かるよう、かつ簡潔に記載してください。
- 「国の制度名」欄には、既存制度名や要綱名を記載してください。なお、作成団体で分からない場合、都道府県や地方支分部局等に可能な範囲内で問合せの上、記載してください。(どうしても分からない場合、「不明」で可)
新規制度の創設を希望する場合は空欄のままにしておいてください。
※内閣府所管の「総合特区推進調整費」は各府省の予算制度を補完するものであるため、「国の制度名」には各府省の予算制度名を記載してください。(総合特区推進調整費を記載することはできません。)
- 「新規拡充」欄には、新規制度の創設を希望する場合は「新規」を、既存制度の拡充を希望する場合は「拡充」を選択してください。(いずれでもない場合は空欄)
- 「新規・拡充内容」欄には、「新規」の場合は国が財政支援すべき理由を、「拡充」の場合は拡充の内容と理由を記載してください。
- 事業数が10を超える場合は、適宜、行挿入して追加してください。
- 「事業費」欄:補助金(交付金)の場合は補助(交付)対象経費を、地方負担がない事業の場合には国費相当額を記載してください。
- 「年度別事業費・国費」欄について、財政支援措置を希望する年度が5ヶ年を超える場合、適宜記入欄を追加してください。